2021 年 12 月期第 4 四半期決算についてのご質問

①AI 業界の状況が良くなさそうですが、御社の状況はいかがでしょうか？

当社は、他の AI 企業様と異なり AI システムに附帯するシステム開発や DX も併せて実施しており、業務整理や AI 企画を行うコンサルティング業務から開発、運用保守まで他社様よりも幅広いスキルを持ったエンジニアが所属しております。その為、AI と DX を一気通貫で両方提供できることが当社の強みとなっております。

最近は「AI が下火になって来たのでは？」というお声を頂くこともありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事はあっても、AI が一時のブームで終わってしまったという実感はございません。当社のクライアント様でも業界によって積極的な AI 投資を引き続き行っている企業様は数多くいらっしゃいます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、航空業界や飲食業界など積極的なシステム投資を実施するタイミングではない業界もございます。そのような業界では、まず足元を固めるためにコストカットの施策として業務効率化の依頼をいただく案件が増えております。当社では、マイクロソフト社が提供する Power Platform による実績を数多く有しており、業界や顧客企業の状況によっては必ずしも AI 活用によらない効率化や DX 推進を企業様に提供しております。

②業務提携や開発協力のニュースを IR 上で出された際に「本件による当社の当期業績に与える影響は軽微であります。」という文面が必ず文末に記載されています。なぜこのような文面で公開をされているのでしょうか？

当社が IR ニュースを出す際には、東京証券取引所にて定められている 4 つの観点から適時開示の有無を判断しております。

A. 発生事実が適時開示として求められる会社情報か
https://www.jpx.co.jp/equities/listing/disclosure/info/index.html
B. 上記 A に定められている軽微基準（適時開示の開示不要）に該当するか
https://faq.jpx.co.jp/disclo/reit/web/knowledge4866.html
C. 上記 A、および B によって適時開示は不要と判断できても、「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実についての決定、又はそのような事実が発生した場

合」（バスケット条項）へ該当するか

D. A～C で適時開示は不要と判断されても、適宜、適切な会社情報の開示観点から、当社判断（任意判断）によって適時開示を行うか

例えば、「業務提携」の IR ニュースでは適時開示が求められる会社情報となり、A に該当するため開示義務が生じますが、B の軽微基準に該当する場合は開示不要となります。しかしながら、当社は B への該当や C に該当しないことで適時開示が必ずしも必要でない場合においても、D によって情報を任意で公開しております。
他にも当社が公開した多くの IR ニュースにつきましては、A に該当せず（A に該当しないため、B の軽微基準による判断は不要)、C にも該当せず開示義務が不要となりますが、当社としては D の適切な情報公開が必要と判断して任意開示を行っています。

投資家の皆様には、上記 4 つの適時開示判断の中からどの項目が該当したから IR ニュースとして適時開示されているか不明であるため、投資判断に大きな影響を与える B、および C の部分について、軽微基準に該当し、バスケット条項には該当していないことを示すため「当社業績に与える影響は軽微である」という文言を記載しております。

【参考】適時開示項目に関連する条文一覧
https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge7904.html

以　上